

# 心身障害者医療費助成制度

## 障 受給者証切り替え

9/1(木)

心身障害者医療費助成制度(以下障)は、心身に重い障害のある方の医療保険の自己負担分の一部を助成するものです。

9月1日(木)から障受給者証が新しくなります。

更新の対象となる方には、8月末日までに、新しい障受給者証をお送りします。

「更新の対象となる方」  
次のいずれかの手帳をお持ちの重度障害者の方で、所得が所得制限限度額以下の方(下表)

- 身体障害者手帳1級・2級(心臓・腎臓等内部障害については3級まで)
- 愛の手帳1度・2度
- 精神障害者保健福祉手帳1級(手帳が9月以降も有効な)

# 心身障害者福祉手当

## 対象の方は申請を忘れずに

- 20歳以上65歳未満で次の方
- 身体障害者手帳1〜2級
- 愛の手帳1〜3度
- 脳性まひ
- 進行性筋萎縮症
- または65歳未満で次の方
- 身体障害者手帳3級
- 愛の手帳4度
- 東京都の難病医療費等助成認定者(申請の方も含む、小児慢性疾患の方は要相談)

申請をお忘れなく  
手当の申請をされていない方は、65歳の誕生日の前々日まで申請をしてください。65歳以上の方は、新規の申請ができません。ただし、65歳以上の方でも、平成12年8月以降、65歳の誕生日の前々日までに「所得制限超過、施設入所、江東区に住所がなかった」という制限事由により申請ができず、その後制限事由がなくなった場合、新規

申請手続きを行っていない方は、65歳の誕生日の前々日までに申請の手続きをしてください。

また、過去に障受給者証をお持ちの方で、所得が所得制限限度額以上であった等の理由により資格が消滅した方で、その後制限事由がなくなった場合は、申請手続きを行ってください。

障 障害者支援課障害者福祉係  
☎(3647)4952  
☎(3647)4910  
FAX(3647)4910

### 所得制限限度額表(心身障害者福祉手当、心身障害者医療費助成共通)、適用期間

対象所得		令和3年中所得	適用期間
扶養親族の数	0人	3,604,000円	心身障害者医療費助成 9/1(木)~令和5年8/31(木) 心身障害者福祉手当 8/1(月)~令和5年7/31(月)
	1人	3,984,000円	
	2人	4,364,000円	
	3人	4,744,000円	
	4人	5,124,000円	
	5人	5,504,000円	
扶養親族の等		20歳以上の方 本人所得 20歳未満の方 (手当)配偶者または扶養義務者の所得 (医療)世帯主等の所得により判定。ただし、本人が国保の世帯主、または社会保険による被保険者になっている場合は本人所得 ※次のような扶養家族がいる場合には、左記の所得限度額にそれぞれ加算されます。 ・老人扶養親族1人につき10万円 ・特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)1人につき25万円 ※医療費・社会保険料(医療費助成は本人のみ)等は相当額を控除	

# 特別障害者手当・障害児福祉手当

## 対象要件該当の方は申請を

区では、国の制度に基づき特別障害者手当・障害児福祉手当を支給しています。対象者の方は申請してください。審査の結果、支給が決定されると、申請

特別障害者手当 月額 27,300円  
障害児福祉手当 月額 14,850円

手当種類	年齢制限	対象者	手当額
特別障害者手当	20歳以上	重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害を有する方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②病院等に3か月を超えて入院している方。※本人および扶養義務者の所得制限があります。 ※原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき手当を受給しているときは、手当額の併給調整があります。	月額 27,300円
障害児福祉手当	20歳未満	重度の障害があるため、日常生活において常時介護が必要な20歳未満の方(おおむね身体障害者手帳1級および2級の一方、愛の手帳1・2度程度の方。あるいはこれらと同等の疾病・精神障害の方。原則専用の診断書で判定されます)。ただし次に該当する方を除く①施設入所者②障害を理由とする公的年金受給者。 ※本人および扶養義務者の所得制限があります。	月額 14,850円

# 『やまぐち』こどもたちのために 区立幼稚園・小・中・義務教育学校 学校公開・説明会等実施

学校公開および学校説明会を次の内容を目的として、実施しています。

- 広く教育内容を公開し、開かれた学校づくりを一層推進する
- 保護者や地域の皆さんに、学校教育への理解と関心を高めていただく
- 令和5年度に幼稚園、小・中学校、義務教育学校へ入学・入学予定のお子さんがあるご家庭へ、学校等を選択する際の情報を提供する
- 入園・入学前に各学校等の教育方針等を理解していただくことで、入学後のギャップを解消する

# 地震や火災に備え建物の点検を

## 建築物防災週間

建築物の防災対策の推進を目的に、毎年春と秋に全国一斉の建築物防災週間が設けられています。

建築物・工作物の所有者・管理者等は、それらを常に安全な状態で維持するよう努めなければならぬことが建築基準法で定められています。この機会に、所有・管理している建築物・工作物・付属するブロック塀等を

点検し、気がかりな点があれば、専門家へ相談しましょう。災害による被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するためには、区民一人ひとりの意識と取り組みが大切です。ご協力をお願いします。

建築物調整課建築防災係  
☎(3647)9764  
FAX(3647)9009

小学校・義務教育学校 新1年生の就学時健康診断  
令和5年4月に小学校新1年生、または義務教育学校新1年生になるお子さんの就学時健康診断を10月13日(木)から順次実施します。9月下旬送付予定の「学校ガイド」に就学時健康診断通知書も同封しますので、指定された日時、場所ですぐに受診してください。

詳細は区ホームページをご覧ください。  
学校公開等に関する問合せ先  
学務課学事係  
☎(3647)9174  
FAX(3647)9053

学務課幼稚園係  
☎(3647)9703  
FAX(3647)9053

「就学時健康診断に関する問合せ」  
先学務課給食係  
☎(3647)9177  
FAX(3647)9053

安全対策上、来校時には必ず受付を済ませてください。  
○参観の際は必ず事前に各学校のホームページ等で、最新の情報(公開日時、注意事項等)をご確認ください。



学校公開等実施日時

9月下旬から11月上旬の期間内で3日間程度行います。

幼稚園、学校ごとに実施日時が異なりますので、詳細は区ホームページをご覧ください。

「参観にあたっての注意点」  
○学校行事等の都合により、公開日程・時間の変更となる場合があります。

○自動車での来校はご遠慮ください。

○安全対策上、来校時には必ず受付を済ませてください。

○参観の際は必ず事前に各学校のホームページ等で、最新の情報(公開日時、注意事項等)をご確認ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール